別表を次のように改める。

別表

地方公共団体	適用日
北海道壮瞥町、青森県八戸市、秋田県秋田市、秋田県大館市、福島県鮫川村、栃木県さくら市、千葉県市原市、千葉県八千代市、千葉県九十九里町、東京都練馬区、長野県伊那市、長野県駒ヶ根市、長野県辰野町、長野県箕輪町、長野県飯島町、長野県南箕輪村、長野県中川村、長野県宮田村、京都府宇治市、大阪府八尾市、大阪府寝屋川市、大阪府河内長野市、兵庫県洲本市、兵庫県三田市、兵庫県多可町、鳥取県日吉津村、岡山県津山市、岡山県美作市、岡山県早島町、広島県三次市、広島県庄原市、広島県神石高原町、愛媛県宇和島市、愛媛県西予市、愛媛県鬼北町	令和９年４月１日
北海道安平町、北海道浦幌町、青森県六ヶ所村、福島県塙町、栃木県鹿沼市、栃木県大田原市、栃木県那須烏山市、栃木県高根沢町、群馬県下仁田町、埼玉県所沢市、埼玉県越谷市、千葉県船橋市、東京都新宿区、東京都豊島区、東京都調布市、神奈川県横須賀市、新潟県新潟市、新潟県粟島浦村、石川県金沢市、山梨県北杜市、山梨県昭和町、岐阜県岐阜市、静岡県御殿場市、愛知県刈谷市、滋賀県大津市、大阪府枚方市、兵庫県西脇市、奈良県大淀町、和歌山県海南市、鳥取県境港市、鳥取県岩美町、岡山県真庭市、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県奈義町、岡山県西粟倉村、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県安芸高田市、香川県綾川町、愛媛県四国中央市、福岡県北九州市、福岡県大野城市、福岡県宗像市、長崎県松浦市、熊本県八代市、宮崎県宮崎市、鹿児島県薩摩川内市	令和10年４月１日
福島県棚倉町、栃木県宇都宮市、栃木県足利市、栃木県下野市、栃木県塩谷町、埼玉県さいたま市、千葉県市川市、千葉県山武市、神奈川県川崎市、新潟県三条市、新潟県魚沼市、長野県松本市、愛知県一宮市、和歌山県紀美野町、鳥取県鳥取市、鳥取県湯梨浜町、岡山県笠岡市、香川県さぬき市、福岡県福岡市、熊本県熊本市	令和11年４月１日
山形県大石田町、福島県須賀川市、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県浅川町、栃木県小山市、埼玉県三芳町、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、静岡県西伊豆町、鳥取県北栄町、徳島県徳島市、愛媛県松山市	令和12年４月１日
山形県真室川町、福島県檜枝岐村、栃木県佐野市、埼玉県入間市、埼玉県横瀬町、大阪府泉南市	令和13年４月１日

○農林水産省告示第七十五号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十三条の三（同令第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、漁獲・特定養殖共済に関する事項を定める告示（令和八年農林水産省告示第四百八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（規則第四十三条の三の農林水産大臣が指定する漁業協同組合） **第三条**　規則第四十三条の三（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が指定する漁業協同組合は、次の表の上欄に掲げる道県につき、それぞれ同表の下欄に掲げる漁業協同組合とする。 （表） （略） **第十三条**　（略） （法第百四十七条の六の農林水産大臣の定める金額の算定の方法） **第十四条**　（略）	（規則第四十三条の三の農林水産大臣が指定する漁業協同組合） **第三条**　規則第四十三条の三（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が指定する漁業協同組合は、次の表の上欄に掲げる道県につき、それぞれ同表の下欄に掲げる漁業協同組合とする。 （表） （略） **第十三条**　（略） （法第百四十一条第一号の農林水産大臣が定める方法） **第十四条**　（略）

道県	指定する漁業協同組合
（略）	（略）
徳島県	福村漁業協同組合、宍喰漁業協同組合、鞆浦漁業協同組合
（略）	（略）

道県	指定する漁業協同組合
（略）	（略）
徳島県	宍喰漁業協同組合、鞆浦漁業協同組合
（略）	（略）

（法第百四十一条第二項の農林水産大臣が定める方法）